

令和 7 年 9 月市議会 環境経済委員会資料

第155号議案

長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正 . . .	2
2 一般廃棄物処理手数料の算定	3～7
3 一般廃棄物処理手数料の減免	8
4 その他	8
5 新旧対照表	9～10

環 境 部

令和 7 年 9 月

1 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正

(1) 一般廃棄物処理手数料改定の概要

本市の使用料・手数料については、その多くが平成4年度に見直しを行って以降、消費税の転嫁を除き改定を行っていないことから、今年度、全庁的な見直しを行う。

その中で、「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」別表に規定する一般廃棄物処理手数料については、平成18年度に見直しを行って以降、消費税の転嫁を除き改定を行っていないことから、使用料、手数料の見直しについての全庁統一的な考え方に則り、手数料を一部見直すことで、受益者負担の適正化及び持続可能な財政運営を図り、持続的な市民サービスの提供につなげる。

(2) 改正内容

ア 改定する一般廃棄物処理手数料と改定額

区分			単位	現行	改定額	増減
ごみ、粗大ごみ等	収集、運搬及び処分	事業活動に伴って生じたごみ	指定袋1袋につき	146円	200円	54円 (37.0%)
		粗大ごみ	1個につき	1m以下、30kg以下 523円	730円	207円 (39.6%)
				1m超～2m未満 30kg超～60kg未満 1,047円	1,460円	413円 (39.4%)
	処分		1回の搬入につき10キログラムまでごとに	62.8円	80円	17.2円 (27.4%)
犬猫等の死体	収集、運搬及び処分		1体につき	419円	620円	201円 (48.0%)

イ 施行期日 令和8年4月1日

2 一般廃棄物処理手数料の算定

(1) 算定の考え方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」であり、使用料・手数料の見直しについての全庁統一的な考え方に則り算定する。

ア 原価（コスト）

（ア） ごみ、粗大ごみ等に係る手数料

原価の算出にあたっては、国が策定した「（改訂）一般廃棄物処理有料化の手引き」を参考としつつ、部門別（収集運搬部門、中間処理部門、最終処分部門）の単価を基礎として算定する。

（イ） 犬猫等死体処理手数料

収集に係る人件費及び物件費を基礎として全庁統一的に用いる算定式により算定する。

イ 受益者負担率

- ・ 手数料は受益者が限定されるため、基本的に受益者負担率は100%
- ・ 市民生活上必要なもので、全国的に民間も同種サービスを提供しているものについては全庁統一的な方針に基づき50%に設定

ウ 激変緩和措置

再算定の結果算出した手数料額について、現行と比較して上り幅が大きい場合は、全庁統一的な方針に基づき、次期見直しまでの間の激変緩和措置を講じる。（現行の額を基準に1.1～2倍を上限に係数を設定）

原価（コスト）	×	受益者負担率	×	激変緩和措置係数	=	改定額
---------	---	--------	---	----------	---	-----

(2) 各手数料の算定

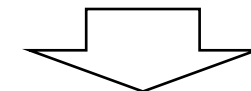
ア 事業活動に伴って生じたごみに係る処理手数料（事業所ごみ処理手数料）

（ア） 原価の算定

費用種別	部 門	費用
処理費用	中間処理部門	A 円
	最終処分部門	B 円
	資源化部門	C 円
	収集部門（家庭・事業所分）	D 円
	うち事業所袋諸経費	E 円
	収集部門（粗大分）	F 円
	収集部門（対象外費用）	-
管理費用	管理部門	-

【算定式】

① 収集部門を除いた一般廃棄物処理原価(円)	$A+B+C$	【G】
② 一般廃棄物の処理量(kg)		【H】
③ 収集部門を除いた一般廃棄物処理単価(円/kg)	G/H	【I】
④ 粗大ごみを除いた一般廃棄物の収集量(kg)		【J】
⑤ 粗大ごみを除いた一般廃棄物収集単価(円/kg)	$(D-E)/J$	【K】
⑥ 事業所ごみの処理単価(円/kg)	$I+K$	【L】
⑦ 事業所ごみ袋1袋当たりの処理単価(円/袋)	$L \times 7.5\text{kg}$	【M】
⑧ 事業所ごみ袋販売数(袋)		【N】
⑨ 袋1袋当たりの諸経費(円)	E/N	【O】
⑩ 事業所ごみ処理手数料（1袋単価）	$M+O$	



（イ） 受益者負担率 100%

事業所ごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）第3条の規定により、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないため。

（ウ） 激変緩和措置 1.4倍

146円 $\times 1.4 \div 204$ 円

※ 10袋1組の総価を考慮し設定

現行	146円
（ア）（イ）再算定結果	378円
（ウ） 激変緩和措置 1.4倍	204円
改定額	200円

※単位：指定袋1袋につき

イ 粗大ごみに係る処理手数料

(ア) 原価の算定

費用種別	部 門	費用
処理費用	中間処理部門	A 円
	最終処分部門	B 円
	資源化部門	C 円
	収集部門（家庭・事業所分）	D 円
	うち事業所袋諸経費	E 円
	収集部門（粗大分）	F 円
	収集部門（対象外費用）	-
管理費用	管理部門	-

【算定式】

- ① 収集部門を除いた一般廃棄物処理原価(円) $A+B+C$ 【G】
- ② 一般廃棄物の処理量(kg) 【H】
- ③ 収集部門を除いた一般廃棄物処理単価(円/kg) G/H 【I】
- ④ 粗大ごみの収集件数(件) 【J】
※60kg未満を30kg以下の2倍と計算
- ⑤ 粗大ごみの収集単価(円/件) F/J 【K】
- ⑥ 粗大ごみ処理手数料(30kg以下)(円) $(I \times 30\text{kg} + K) \times \text{受益者負担率}50\%$
粗大ごみ処理手数料(60kg未満)(円) $(I \times 60\text{kg} + K \times 2) \times \text{受益者負担率}50\%$

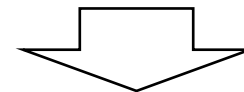
(イ) 受益者負担率 50%

法第6条の2第1項の規定により一般廃棄物の処理等の義務が市町村にあることや、市民生活上必要なもので、収集運搬については民間事業者も行っているため。

(ウ) 激変緩和措置 1.4倍

・1m以下、30kg以下
 $523\text{円} \times 1.4 \div 732\text{円}$

・1m超～2m未満、30kg超～60kg未満
 $1,047\text{円} \times 1.4 \div 1,465\text{円}$



区分	1m以下 30kg以下	1m超2m未満 30kg超60kg未満
現行	523円	1,047円
(ア)(イ) 再算定結果	830円	1,660円
(ウ) 激変緩和措置 1.4倍	732円	1,465円
改定額	730円	1,460円

※単位：1個につき

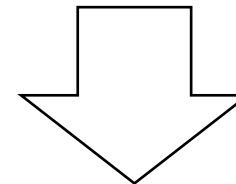
ウ ごみの処分に係る手数料（搬入ごみ処理手数料）

（ア） 原価の算定

費用 種別	部 門	費用
処理 費用	中間処理部門	A 円
	最終処分部門	B 円
	資源化部門	C 円
	収集部門（家庭・事業所分）	D 円
	うち事業所袋諸経費	E 円
	収集部門（粗大分）	F 円
	収集部門（対象外費用）	-
管理 費用	管理部門	-

【算定式】

- ① 収集部門を除いた一般廃棄物処理原価(円) $A+B+C$ 【G】
 ② 一般廃棄物の処理量(kg) 【H】
 ③ 収集部門を除いた一般廃棄物処理単価(円/kg) G/H 【I】
 ④ 搬入ごみ処理手数料(円/10kg) $I \times 10\text{kg}$



（イ） 受益者負担率 100%

搬入ごみの約99%は事業所から排出されたものであり、事業所ごみは、法第3条の規定により、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないため。

（ウ） 激変緩和措置 1.4倍

$$62.8\text{円} \times 1.4 \div 87\text{円}$$

※ 1回の搬入に係る中央値（290kg）から搬入ごみ処理手数料の総価を考慮し設定

現行	62.8円
（ア）（イ）再算定結果	203円
（ウ）激変緩和措置 1.4倍	87円
改定額	80円

※単位：1回の搬入につき10キログラムまでごとに

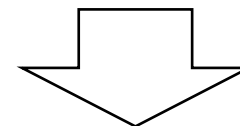
エ 犬猫等の死体処理に係る手数料

(ア) 原価の算定

【算定式】

(1分あたりの人件費×平均処理時間＋直接物件費) ÷ 年間平均処理件数

※手数料の見直しにあたり全庁統一的に用いる算定式により算定



(イ) 受益者負担率 100%

(ウ) 激変緩和措置 1.5倍 419円 × 1.5 ÷ 628円

現行	419円
(ア)(イ)再算定結果	2,183円
(ウ)激変緩和措置 1.5倍	628円
改定額	620円

※単位：1体につき

3 一般廃棄物処理手数料の減免

一般廃棄物処理手数料の見直しに合わせ、当該手数料に係る減免ができる特別の理由及び減免する額について、次のとおり「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」に規定する。

- (1) 水火災その他非常災害により被害を受けた家財等の一般廃棄物を処理するとき : 全額

※減免に係る申請時に、災害証明書の添付が必要

- (2) 奉仕活動を行う者が地域の清掃によって収集した一般廃棄物を処理するとき : 全額

※地域清掃実施計画書を提出した者及びアダプトプログラムの里親登録団体を対象とする。

- (3) その他市長が特別な理由があると認めるとき : 市長が定める額

4 その他

- (1) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、全庁的な方針に基づき、原則として5年毎に実施する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

- (2) し尿処理手数料の改定について

今後のし尿収集業務の委託化の状況も踏まえながら、見直しの検討を行う。

5 新旧対照表

改正後（案）					改正前				
○長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例					長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例				
別表（第26条関係）					別表（第26条関係）				
区分			単位	金額	区分			単位	金額
ごみ、粗大ごみ等	収集、運搬及び処分	事業活動に伴って生じたごみ	指定袋1袋につき	<u>200円</u>	ごみ、粗大ごみ等	収集、運搬及び処分	事業活動に伴って生じたごみ	指定袋1袋につき	<u>146円</u>
		粗大ごみ	1個につき	市長が別に定める品目、重量等の区分に応じ、 <u>730円</u> 又は <u>1,460円</u>			粗大ごみ	1個につき	市長が別に定める品目、重量等の区分に応じ、 <u>523円</u> 又は <u>1,047円</u>
	処分		1回の搬入につき10キログラムまでごとに	円 <u>80</u>		処分		1回の搬入につき10キログラムまでごとに	円 <u>62.8</u>

改正後（案）

区分			単位	金額
し尿	収集、 運搬及 び処分	人頭制	世帯員1人につ き1月	1,173（無臭便槽 の場合にあっては、 1世帯ごとに便槽1 基につき838円を 加算して得た額）
		従量制	1回の収集につ き18リッ トルまでご とに	419
犬猫等の 死体	収集、運搬及び 処分		1体につき	<u>620</u>

備考

1～3 略

〔削る〕

改正前

区分			単位	金額
し尿	収集、 運搬及 び処分	人頭制	世帯員1人につ き1月	1,173（無臭便槽 の場合にあっては、 1世帯ごとに便槽1 基につき838円を 加算して得た額）
		従量制	1回の収集につ き18リッ トルまでご とに	419
犬猫等の 死体	収集、運搬及び 処分		1体につき	<u>419</u>

備考

1～3 略

4 一般廃棄物処理手数料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。